

令和元年9月定例教育委員会

教育長報告資料

<教育長報告>

- 9月定例県議会に提出される議案の作成に対する教育委員会の
意見について 1

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長



令和元年9月定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和元年8月26日付け31財第41号で意見の聴取を求められた下記の議案等については、作成されて差し支えありません。

記

- 令和元年度長崎県一般会計補正予算(第2号)のうち関係部分
- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例のうち関係部分

31財第41号
令和元年8月26日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 中村 法道



議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

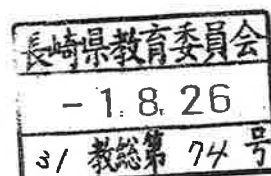
記

1 議案名等

- 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分
- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例のうち関係部分

2 上程県議会

令和元年9月定例会



令和元年度9月補正予算(案)の概要について

1 計上事業(案)

○ 校舎等整備費(特支) 【予算計上課: 教育環境整備課】

(補正予算額: 375,763千円)

平成29年度から実施している諫早特別支援学校改築・改修事業において、3・4棟の改修及び増築工事の実施設計が進み、概算事業費が積算できたため、補正予算を計上するもの。

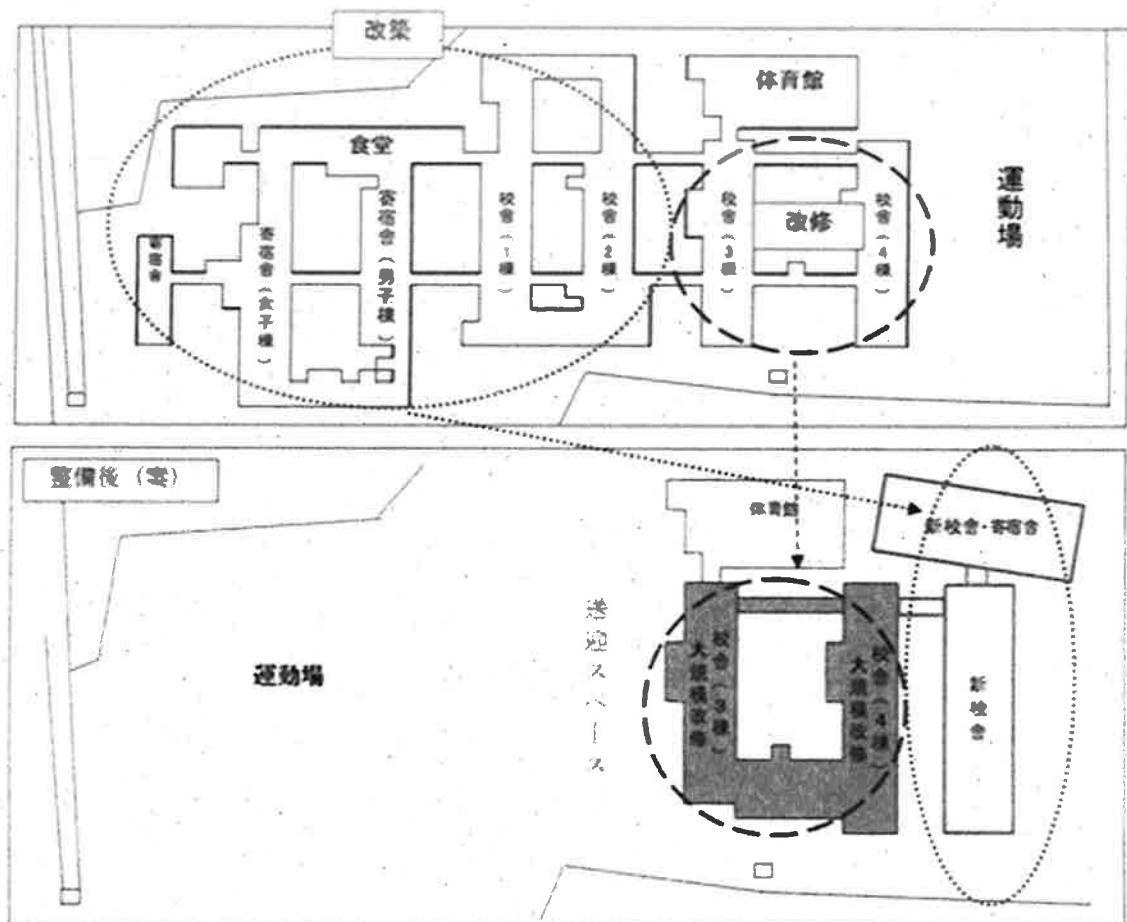
【具体的な内容】

- (1) 諫早特別支援学校校舎3・4棟の長寿命化改修(2,379㎡)及び増築(348㎡)工事
- (2) 債務負担行為設定

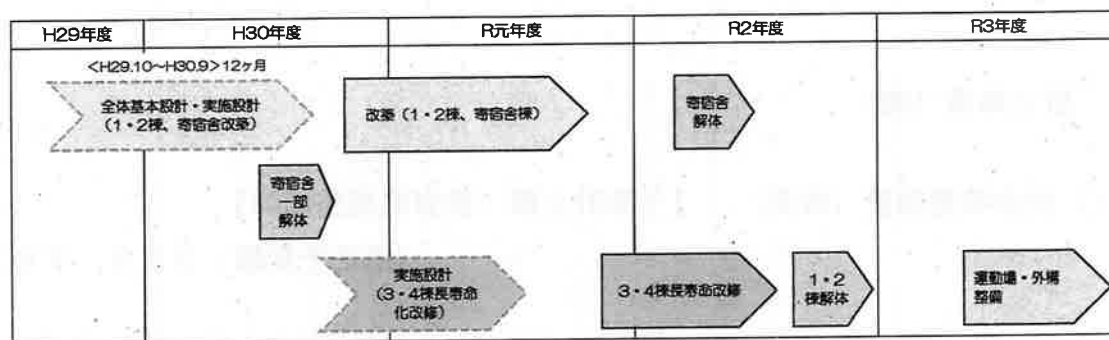
期間: R2

限度額: 558,880千円

【配置図】



【参 考】整備スケジュール



2 補正予算の総額

《一般会計》

(単位：千円)

所 属	現計予算 ①	9月補正 ②	補正後 ③ = (① + ②)	9月補正の財源内訳	
教育環境整備課	8,762,685	375,763	9,138,448	国庫支出金	39,620
				県債	336,100
				一般財源	43
教育庁計	136,235,013	375,763	136,610,776		

【第105号議案】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例のうち関係部分

第1 要 旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。）により、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等（以下「欠格条項」という。）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するとともに、所要の手續規定の整備が行われた。

そのような中、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）においても現行の欠格条項を単純削除する改正等が行われたため、本県の関係条例について所要の改正を行おうとするもの。

第2 改正内容

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）
- (2) 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）
- (3) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年長崎県条例第3号）

（改正内容）

現行では、懲戒免職処分を受けた者や失職した者については、期末手当及び勤勉手当を支給しないが、成年被後見人等に該当して失職した者については、不支給の対象から除外することを規定しているところ。

今回の法改正により、成年被後見人等に該当しても失職しないこととなったため、成年被後見人等に該当して失職した者を期末手当等の不支給の対象から除外する規定を削除するもの。

第3 施行日

令和元年12月14日

